

(財)給水工事技術振興財団について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤1人 非常勤20人	うち 国家公務員出身者	常勤1人 非常勤0人	常勤1人 非常勤1人
職員	17人 (このほか 非常勤職員1人)	うち 国家公務員出身者	常勤1人 非常勤1人	常勤1人 非常勤1人
予算	4.0億円	うち 国からの財政支出	0億円	0億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

* 平成22年9月30日厚生労働省出身者の専務理事退任に伴い、公募により10月1日、厚生労働省出身者以外の新専務理事が就任した。

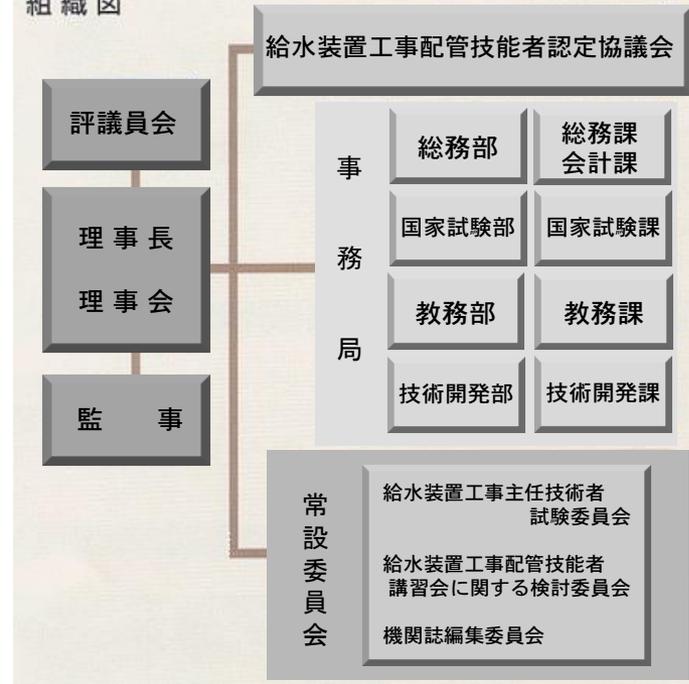
《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの財政支出
給水装置工事技術の普及	0.2億	0億
給水装置工事技術者の養成及び訓練	0.5億	0億
給水装置主任技術者試験事務(指定事業)	3.1億	0億

《組織体制》

本部	4部5課 (18人)	うち管理部門1部2課(5人) 事業部門も兼務のため按分 管理部門1.2人 事業部門3.8人	7%
地方	—	—	—

組織図



給水装置工事事業者制度について

〈水道指定工事店制度の見直し〉

指定の必要性

- 新築住宅等に給水管を引こうとする場合、住宅の設置者（給水装置工事事業者が施行する人が多い）が、水道事業者の所有する水道管に孔(あな)をあける工事等を申請する。
- 給水装置（蛇口やトイレなどの水道用品）の工事の不良や不適正さは、漏水事故を引き起こすばかりではなく、国民の健康に直結する事態を招きかねないことから、
→ 水道事業者は工事に必要な技能・知識を有している事業者を指定。

平成8年以前

2/3の市町村で、条例等に基づき、技術者の資格試験を実施
(他は講習等)

指定要件がまちまち
(給水区域内に事務所を有すること等)

指定要件に関する規制緩和の要請
(行政改革委員会意見等)

- ☆全国レベルの新たな資格制度
- ☆参入制限とならない
- ☆客観的かつ合理的
- ☆全国一律

水道法改正〈平成8年度〉

水道法改正〈平成8年度〉

指定要件の統一化・明確化

資格の統一化
法律に基づく国家資格として統一

※ 国の資格を持つ技術者がいる
工事業者は、全ての市町村で
給水装置の工事ができる

試験事務：指定試験機関

国家資格：給水装置工事主任技術者

【指定の仕組み】

水道事業者

指定等

- 報告・資料の提出を請求
- 給水装置の検査

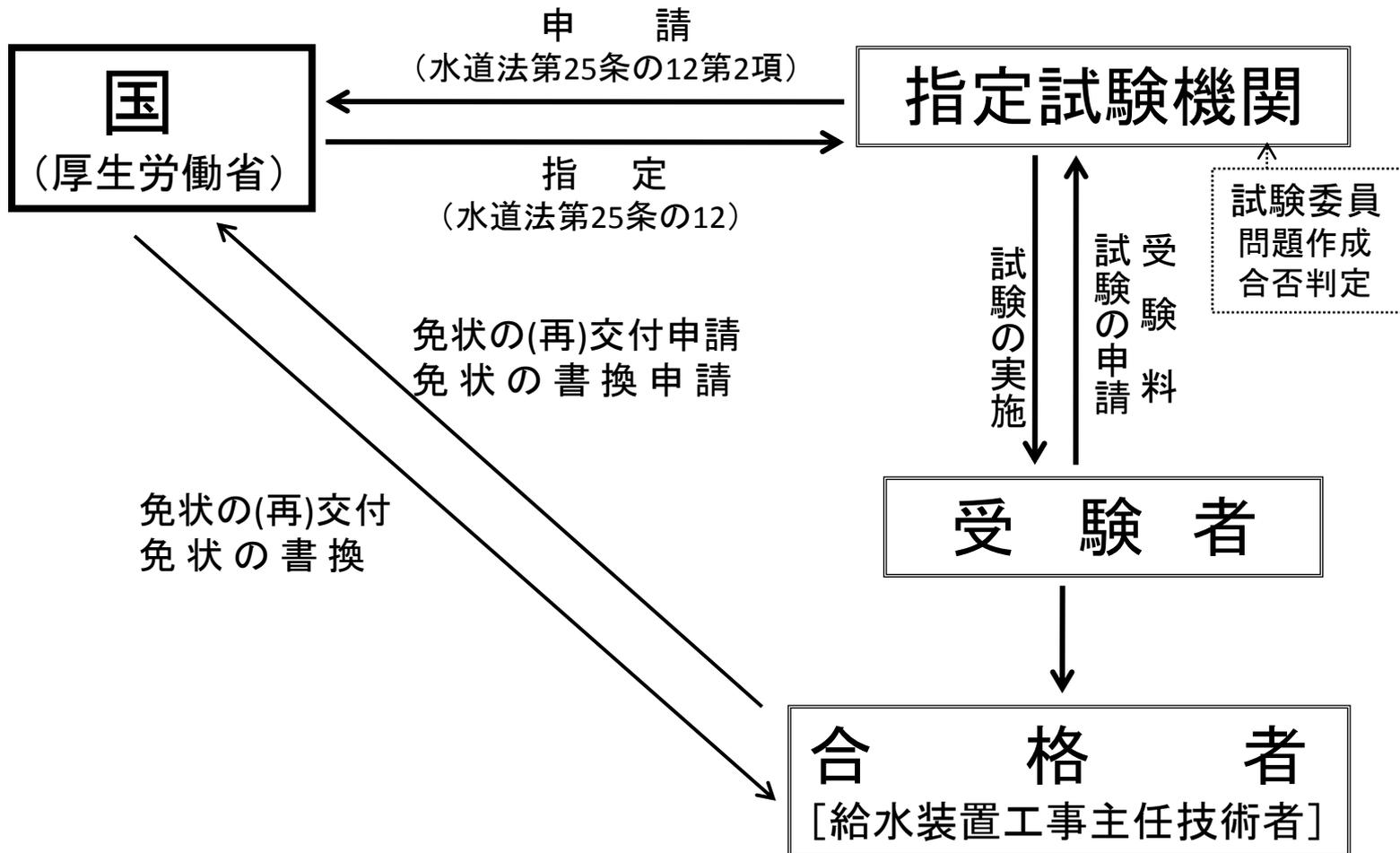
申請

「指定給水装置工事事業者」

- ・事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任
- ・一定の機械、器具を保有

給水装置工事
事業者

給水装置工事主任技術者試験 〈実施の仕組みと国の関与〉



給水装置工事主任技術者試験

国の規制緩和の方針に沿って平成8年に水道法が改正され、従来水道事業者毎に区々であった給水装置工事事業者の資格要件を統一するため給水装置工事主任技術者の国家資格が設けられた。当財団はこの実施機関として指定されている。

【平成9年度～平成21年度(累計) 受験者:290,022名 合格者:108,482名】

○試験科目(8科目)

- ①公衆衛生概論 ②水道行政 ③給水装置工事法 ④給水装置の構造及び性能 ⑤給水装置計画論
⑥給水装置工事事務論 ⑦給水装置の概要 ⑧給水装置施工管理法

○試験手数料

16,800円 水道法施行令第13条第2項の規定による

5ヶ年推移	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受験者数	19,609	17,371	17,105	15,104	15,795
合格者数	5,354	4855	7338	5685	4,514
会場 (地区数・会場数)	8地区・13会場	8地区・12会場	8地区・9会場	8地区・11会場	8地区・9会場
収入(千円)	398,196	352,990	344,795	311,165	315,990
支出(千円)	376,793	357,089	317,784	321,663	314,269
収支差(千円)	21,403	▲4,099	27,011	▲10,498	1,721